

# 山形県内観光地の広域周遊促進に向けた地域間連携実証事業（庄内・最上）に係る 企画提案募集要項

## 1 目的

この要項は、山形県が実施する「山形県内観光地の広域周遊促進に向けた地域間連携実証事業（庄内・最上）」について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募のあった事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 委託業務

### (1) 業務名

山形県内観光地の広域周遊促進に向けた地域間連携実証事業（庄内・最上）

### (2) 業務の内容

別添1「山形県内観光地の広域周遊促進に向けた地域間連携実証事業（庄内・最上）業務委託基本仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

### (3) 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

### (4) 提案上限額

3,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 契約相手方の選定

公募により企画提案を募集（以下「公募型プロポーザル」という。）し、優れた提案を示すとともに、必要な能力を有し最も適格と判断される事業者を契約予定者とする。

## 4 応募に関する事項

本公募型プロポーザルに応募できる者は、以下の項目のすべての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 申請日において、山形県税（県税に付帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。なお、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、当該県の税の滞納がないものと見做す。

(3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。

(4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(6) 山形県暴力団排除条例（平成23年8月1日施行）の規定により、次のいずれにも該

当しない者。

- ① 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる者
  - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更生及び再生手続きをしていないこと。
- (8) 県内に本店又は営業所等を有すること。

## 5 提出書類及び提出方法等

本公募型プロポーザルに参加を希望する場合は、下記の書類を提出すること。

### (1) 提出書類及び提出部数、提出期限

		様式、留意点等	提出部数	提出期限
①	参加 申込書	・様式第1号	1部	令和8年 4月20日 (月)17 時
②	事業者 概要書	・様式第2号 <添付書類> ・会社概要等の分かるパンフレット等 ・(共同企業体の場合)協定書の写し	1部 (共同 企業体 の場合 は構成 員毎)	
③	財務諸表	・直前決算時の損益計算書と貸借対照表 1年分(共同企業体の場合は構成員毎)	各1部 (共同 企業体 の場合 は構成 員毎)	

④	登記事項 証明書	・発行後3か月以内のもの（共同企業体の 場合は構成員毎）	1部 （共同 企業体 の場合 は構成 員毎）
⑤	山形県税 の納税証 明書	・県税の滞納がない証明書 山形県内の各総合支庁税務担当課で発行 ・提出日から3か月以内に発行されたもの	1部 （共同 企業体 の場合 は構成 員毎）
⑥	消費税及 び地方消 費税の納 税証明書	・消費税及び地方消費税の未納がない証明 書 ・本社等所在地を管轄する税務署で発行 ・提出日から3か月以内に発行されたもの	1部 （共同 企業体 の場合 は構成 員毎）
⑦	暴力団排 除に関す る誓約書	・「令和8年度 物品等競争入札参加資格審 査申請要領」別記様式第7号	1部 （共同 企業体 の場合 は構成 員毎）
⑧	社会保 険・労働 保険状況 一覧表	・「令和8年度 物品等競争入札参加資格審 査申請要領」別記様式第8号 ＜添付書類＞ ・社会保険（健康保険・厚生年金保 険）の加入状況が確認できる書類の 写し（※健康保険と厚生年金保険の 加入状況が異なる場合は、各々にお ける添付書類を提出すること） ・労働保険（雇用保険・労働者災害補 償保険）の加入状況が確認できる書 類の写し	1部 （共同 企業体 の場合 は構成 員毎）
⑨	委任状	・法人の代表権を有する者が支店等の長に 契約に関する権限を委任する場合（ただ し、当該支店等の長が既に名簿に登載さ	各1部 （共同 企業体

		れている場合を除く)に提出すること。 ・様式第3号及び実印の印鑑証明	の場合 は構成 員毎)	
⑩	企画提案 書	・様式第4号 ・企画提案書 「仕様書」に基づき作成すること。 ・業務実施スケジュール ・費用積算内訳書(任意様式)	1部 5部 5部 5部	令和8年 4月24日 (金)17 時

#### ※留意点

山形県競争入札参加資格者である場合は、②から⑨までの書類は、会計局の受付印がある競争入札参加資格審査申請書(写)、委任状(写)又は使用印鑑届(写)のいずれかの書類をもって代えることができる。

#### (2) 提出先

「12 担当部局」へ提出すること。

#### (3) 提出方法

持参又は郵送による。

- ・郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ・持参する場合は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。)を除く9時から17時まで(12時から13時までの間を除く)に提出先に持参すること。

#### (4) 企画提案書の記載事項

企画提案書は、「仕様書」に基づき、以下の事項について記載すること。

- ① 仕様書「3 委託業務の内容」に基づく企画の内容
- ② 業務の実施体制(業務責任者、業務担当者、連携体制等)
- ③ 業務の実施スケジュール
- ④ 経費見積書(任意様式)

#### (5) その他

- ① 提案は全て企画提案書に記載すること。
- ② 企画提案書は様式第4号に添付して提出すること。
- ③ A4判片面刷(多色仕上げ可)、縦置き左綴じ(ダブルクリップ留め)横書きとする。各頁下部に通し番号を印字し、目次を付けること。
- ④ なお、説明上やむを得ない場合、A3判も可とするが、この場合、該当用紙は折り込み、A4判にして綴りこむこと。

## 6 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- (1) この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- (2) 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。

- (3) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき。

## 7 企画提案作成等に係る質問・問い合わせ

- (1) 企画提案に関する一切の質問等は、別紙「企画提案書作成に係る質問書（様式第5号）」により行うものとする。
- (2) 質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「山形県内観光地の広域周遊促進に向けた地域間連携実証事業（庄内・最上）への問い合わせ」として「12担当部局」あてに送付すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けないものとする。
- (3) 質問書の受付期間  
令和8年4月16日（木）17時までとする。
- (4) 質問書への回答  
質問書への回答は、山形県ホームページ上募集要項掲載ページにて令和8年4月17日（金）までに掲載する（掲載日が異なる場合もある。）  
ただし、各提案者の独自企画に関わることなどについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

## 8 審査方法、評価基準及び選定方法

- (1) 審査は、山形県が設置する「山形県内観光地の広域周遊促進に向けた地域間連携実証事業（庄内・最上）企画審査会」（以下「企画審査会」という。）において、企画提案書を審査する。審査会の詳細は、別途提案者に通知する。なお、山形県の判断により提案者のプレゼンテーションを省略する場合がある。
- (2) 評価は以下の審査項目により行うものとし、それぞれの項目の配点及び審査の視点については、別添2「企画提案評価基準」による。  
なお、経費の積算について、明らかに不適切と認められるときは、当該提案者は選定の対象としない場合がある。
  - ① 業務遂行に対する評価
  - ② 提案に対する評価
  - ③ 工程管理
  - ④ 経費積算の妥当性
- (3) 上記評価基準に照らして採点し、評価が最も高い提案者1者（以下「最優秀者」という。）と次点の提案者1者（以下「次点者」という。）を選定する。ただし提出されたすべての提案の内容について、契約の目的を十分に達成できるものではないと判断したときは、最優秀者の選定を行わない場合がある。
- (4) 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀者と

して選定する。

- (5) 審査委員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- (6) 提案者が無い場合には、本プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

## 9 企画提案書提出後のスケジュール（予定）

- (1) 企画審査会 : 4月下旬（山形県庁にて開催予定。）
- (2) 審査結果通知 : 5月上旬
- (3) 契約締結 : 5月上旬（別途通知する。）

## 10 委託契約に係る基本事項

- (1) 最優秀者及び次点者には、その旨を通知する。
- (2) 最優秀者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (3) 最優秀者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、次点者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

## 11 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (4) 提出期限後における企画提案書の再提出、差換えは一切認めない。
- (5) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「12 担当部局」に提出すること。
- (6) この募集及び契約については、山形県の都合により中止する場合がある。

## 12 担当部局

山形県観光文化スポーツ部国際観光・高付加価値創出課

住 所 : 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（県庁8階）

電 話 : 023-630-2701

F A X : 023-630-2367

メール : ykanko#pref.yamagata.jp

※上記「#」の部分を「@」に変更して送信ください。